

# 遠隔診療に関する診療報酬の現状

## 【医師と医師(D to D)の場合】

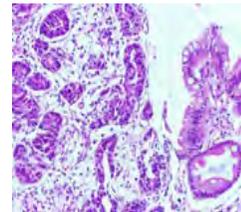
専門的な知識を持って遠隔的に画像診断を行うなど、患者に対する医療サービスが向上している場合を評価。 ※診断等に係る費用は、医療機関間の相互の合議に委ねる

### ・ 放射線画像の専門医のいる病院への転送

CT等により撮影された画像を他医療機関の専門の医師に送信し、その診断結果を受信した場合も、診断行為を評価。

### ・ 病理画像の病理医のいる病院への転送

患者から採取した標本画像等を他医療機関の専従の医師に送信し、その診断結果を受信した場合も、診断行為を評価。



## 【医師と患者(D to P)の場合】

### ・ 電話等による再診

患者の病状の変化に応じ療養について医師の指示を受ける必要がある場合であって、当該患者又はその看護に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し、電話、テレビ画像等を用いて、適切な指示をした場合に限り、再診料が算定可能。

### ・ 心臓ペースメーカーの遠隔モニタリング

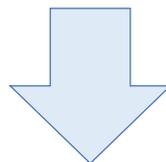
体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った際に、遠隔モニタリング加算が算定可能。



# 遠隔診療に関する診療報酬の課題と今後の進め方について

## 【課題】

- 近年、遠隔診療や遠隔モニタリング等については、専門医のいる病院への放射線画像の転送や心臓ペースメーカーの遠隔モニタリング療養指導・助言に加え、慢性疾患の重症化予防や健康指導・管理といった多様なサービス提供モデルが検討されており、様々な状況で実用化に向けた取り組みが行われている中で、より質が高く適切な医療の提供に資する遠隔診療の診療報酬上の評価の在り方の検討を行う必要がある。



## 【今後の進め方】

- エビデンスを収集した上で、平成30年度診療報酬改定に向けて、関係審議会において対応を検討していく。

## これまでの取組

### 【遠隔診療】

#### 診療報酬上の取扱い

#### 【医師対医師のケース】

##### ・遠隔画像診断

・CT等により撮影された画像を他医療機関の専門の医師に送信し、その診断結果を受信した場合も、診断行為を評価。

##### ・遠隔病理診断

・患者から採取した標本画像等を他医療機関の専従の医師に送信し、その診断結果を受信した場合も、診断行為を評価。

#### 【医師対患者のケース】

- ・電話等(テレビ画像等も含む)による再診
- ・心臓ペースメーカー等の遠隔モニタリング

・在宅患者のペースメーカーから送信されたデータを医師が確認し、指導・管理を行うことが可能。  
この場合の指導・管理行為も診療報酬により評価。



在宅患者のペースメーカーから稼働状況を送信。

医師は医療機関において稼働状況を確認。状況に応じて必要な指導を行う。

### 【A I活用】

#### 人工知能(A I)の研究開発の取組

平成28年度より、臨床研究等ICT基盤構築研究事業及び医療のデジタル革命実現プロジェクト等において、X線や病理診断へのA Iの応用や、A Iを活用した診療支援システムの開発に関連した研究事業を開始している。

## 目指すべき姿・課題・今後の進め方

### 目指すべき姿(例)

#### <遠隔診療>

モニタリング等を活用し、患者の情報を取得することで、より適切な診療を受けられる。

#### <A I活用>

膨大な科学的知見や、患者の大量の医療情報をA Iで把握・分析し、患者へ最適・安全な医療を提供する。

### 課題・今後の進め方

#### 【遠隔診療】

多様なサービス提供モデルが検討されている中で、より質が高く適切な医療の提供に資する診療について、報酬上の評価の在り方の検討を行う必要がある。

関係審議会での議論を踏まえ、エビデンスを収集した上で診療報酬改定での対応を検討していく。

#### 【A I活用】

A Iの活用が想定される領域を特定するとともに、個別のA I技術の研究開発と、それらの製品の安全性・有効性等の確保方策を同時に進めていく必要。

データヘルス改革推進本部の下で、保健医療分野におけるA I活用推進懇談会において開発推進方策と質・安全性確保策を検討し、必要な施策を講じる。